

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：鳥取県

<職員の給与の男女の差異の算出に当たっての定義>

- (1) 職員の範囲 特定事業主行動計画を合同で策定している知事部局、労働委員会事務局、企業局、県議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局に勤務する職員
- (2) 職員の区分 ①任期の定めのない常勤職員
②任期の定めのない常勤職員以外の職員（任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員等）
- (3) 対象給与 令和6年4月から令和7年3月までに支給した給与の総額
（給料、諸手当、特別給、通勤手当の非課税部分等の実費経費は除く。）
- (4) 算出方法 女性職員の平均年間給与／男性職員の平均年間給与
※ 平均年間給与 = 給与総額 ÷ 職員数（各月の給与支払日の職員数の平均）
※ 任期の定めのない常勤職員以外の職員の職員数は、勤務時間等に応じた換算人数による。（勤務時間が常勤職員の1/2の職員は、1/2人として算定など）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員 (①)	88.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員 (②)	96.8%
全職員 (①+②)	84.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	105.0%
本庁課長相当職	98.0%
本庁課長補佐相当職	96.1%
本庁係長相当職	96.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	107.9%
31～35年	100.3%
26～30年	98.9%
21～25年	90.2%
16～20年	90.2%
11～15年	88.2%
6～10年	91.2%
1～5年	90.2%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員については、男性職員の方が勤続年数が長い職員の割合が高く、女性職員は若年層の割合が高いこと、男性職員の方が扶養手当や住居手当等の受給者数が多いことなどから、全体的な傾向として男性職員が女性職員を上回っている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、特定の資格や業務経験等を要する比較的報酬の高い職の職員割合が男性職員の方が高いことから、男性職員が女性職員を上回っている。
- ・全職員については、任期の定めのない常勤職員以外の職員の職員数の男女比は概ね半々である一方、任期の定めのない常勤職員の男女比は男性職員が約7割と高く、女性職員の方が任期の定めのない常勤職員以外の職員の占める割合が高いことから、任期の定めのない常勤職員よりも差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。